

- 「規制改革推進に関する答申」(令和2年7月2日公表)において、実施事項として「地上波4K放送を含めた地上波の高度化方式に関して、今後の技術的検討のスケジュールを明らかにする。」ことを令和2年度内に措置するよう盛り込まれた。
- この答申を受けて、情報通信審議会 情報通信技術分科会 放送システム委員会において、今後の技術的検討のスケジュールを検討。

### <参考> 「規制改革推進に関する答申」(令和2年7月2日公表)の一部抜粋

#### オ 放送のユニバーサルサービスの在り方

【a:令和2年度措置 b:令和2年度検討開始、早期に結論】

##### <基本的考え方>

放送法上、NHKには、番組を放送波で「あまねく日本全国において受信できるよう」という義務が、民間基幹放送事業者には「放送対象地域において当該基幹放送があまねく受信できるよう努める」とこととされ、いわゆるユニバーサルサービスとして、その提供が行われている。

現在、地上波4K放送を含めた地上波の高度化方式に関する技術的検討が総務省において進められているが、現時点では具体的な方向性は示されていない。そもそも、4Kのような高画質な放送を地上波で行うためには、相当の帯域を要することから、現在の放送帯域だけでは実現が難しいとも言われており、いずれにせよ、地上波4K放送を含めた地上波の高度化には、多大な設備投資を要することが見込まれる。

一方、通信分野では、ユニバーサルサービスの対象を固定加入電話等からブロードバンドへ広げる検討がなされている。今後、ブロードバンドがユニバーサルサービス化され、ブロードバンドを経由してインターネット同時配信が全国あまねく届けられるようになった時、地上波4K放送を含めた地上波の高度化に当たって、放送ネットワークだけでなく、ブロードバンドでも伝送できる可能性が高い。このため、放送波でサービスが国民に届けられる必要があるのか検証する必要がある。放送のユニバーサルサービスの整備や維持には多大な費用を要する。また、NHKについては、受信料などの国民負担も行われている。放送サービスのインターネット進出が進み、伝送路による垣根が無くなりつつある中、4K放送をはじめとしたサービスの高度化を図るため、放送波による全国網を、ブロードバンドのユニバーサルサービス化と並行して別途整備する前に、上記の国民負担との関係や放送事業者の経営環境や投資余力にも配慮しつつ、コストとベネフィットをしっかりと比較考量し、国民に説明する責務がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

##### <実施事項>

a 地上波4K放送を含めた地上波の高度化方式に関して、今後の技術的検討のスケジュールを明らかにする。

b 今後、ブロードバンドのユニバーサルサービス化の検討も踏まえ、放送ネットワークをブロードバンドにより代替する場合のコストベネフィットの比較考量を行うことを含め、検討を行う。